

基本方針の策定に関して、「平和施策の推進」についての審議会の意見

平和施策の推進

1. 2022年2月にロシアがウクライナに軍事侵攻したことで、以前にも増して戦争や原爆の情報に接する機会が多くなっている。戦争・原爆の体験者の平和への想いを次世代につなぐ活動は大変重要な取組であり、そのため、「伝承者」の活動を一層推進するとともに、あらたな伝承者の育成や伝承方法の工夫を行い、途切れることなく取組を実施すること。
2. 戦争や紛争がない状態である平和のみならず、人々の間に不当な差別や暴力をはじめとする人権侵害を容認しない意識と他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在している状態の平和が日常的に保たれるよう、平和施策を推進すること。
3. 世界166か国8,200都市以上が加盟する平和首長会議の会長都市である広島市から、「平和文化の振興」（市民一人一人が日常生活の中で平和について考え行動するという、より根源的な「平和文化」を市民社会に根付かせ、平和意識を醸成すること）の推進に向けた東京都多摩地域のネットワーク形成について国立市に要請があったことを踏まえ、その中心的な役割を積極的に担い、東京都多摩地域26市の連携を一層促進させ平和施策を推進すること。

（その他、附帯意見）

1. 平和施策の推進にあたっては、特に教育委員会及び学校と連携し、次世代を担う子どもたちに伝える活動を積極的に行うこと。
2. 人権博物館の構想にあたっては、平和施策の推進の観点も含め検討を行うこと。